

こども110番の家とは？

－地域ぐるみで子どもを守りはぐくむ－

Q1 「こども110番の家」とは、何ですか？

黄色いステッカーを貼り出している家のことで、子どもたちが身の危険を感じて助けを求めてきたときに、一時的に保護をしていただくようご協力をお願いしている家です。子どもたちの安全を地域ぐるみで守ろうとする取り組みです。

Q2 この取り組みは、いつ、だれが、どのような目的で始めたのですか？

平成12年に目黒区生活安全対策協議会の提言に基づいて、区、教育委員会、目黒・碑文谷警察署、PTA、住区住民会議、防犯協会などが協力し合って全区的に取り組みを始めました。通学路や子どもの遊び場周辺の在宅機会の多い家庭などの協力を得て、子どもが危険な目にあった場合の一時的避難場所を多数確保しておくものです。

Q3 今、どのくらいのこども110番の家があるのですか？

令和7年3月現在、家庭、商店、事業所、公共施設などを含めて、約1,743軒のご協力をいただいています。

Q4 緊急の場合、どのようなことをお願いできるのですか？

110番の家の皆さんには、子どもが助けを求めてきたときに、次のような対応をお願いしています。

- 落ち着かせて事情を詳しく聞く。
- 事件、事故などの可能性がある場合は、110番通報する。
- 子どもの自宅か学校に連絡し、引き取りを依頼する。1人では帰さない。
- 子どもを引き渡した後、区の子ども若者課に連絡する。

また、普段から、子どもがステッカー等のことを尋ねてきたら説明をしていただくこと、できる範囲で子どもたちへ声かけをしていただくことなどをお願いしています。

Q5 どこでステッカーやプレートを配布しているのですか？

こども110番の家に登録していただいた家庭や商店等に、PTA又は区からお渡ししています。ステッカー等が汚れたり、破損したりした場合は、PTAの役員の方にご連絡いただくか、直接区へご連絡いただければお送りいたします。

Q6 留守の場合もあると思いますが？

この活動は、地域の大人たちに、日常できる範囲で子どもたちを見守っていただくというものです。ご不在時となるときに、特別の対応は必要ありません。

Q7 区や警察の役割はどうなっていますか？

区では、取り組みの周知や、ステッカー等の作成と配布、学校・PTA・関係団体等への協力依頼、110番の家との連絡、見舞金のための保険加入などを行っています。

警察署では、110番の家に、緊急避難時の対応等の指導やパトロール等を通じて連携を図るとともに、防犯教室等を通じ事業の周知を行っています。

お子さんに教えていただきたいこと

- 1 子どもに110番の家の利用方法を教えてあげてください。
- 2 子どもと一緒に、通学路や公園周辺など、子どもの生活区域にあるこども110番の家の場所を回って確認をしておいてください。
日ごろ、110番の家の方とあいさつをかわすなどのお付き合いも大切です。
- 3 こども110番の家に避難したときは、110番の家の人に状況を話し、住所、名前、電話番号、学校・学年を告げ、その指示に従うよう話しておきましょう。

こども110番の家



目黒区・目黒区教育委員会
目黒警察署・碑文谷警察署
目黒区生活安全対策協議会

問合せ先

目黒区子ども若者部子ども若者課子ども若者施策推進係

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

☎5722-8723 FAX5722-9328

区立小中学生は防犯フザーを持っています。万一、フザー音に気づいたときは、状況を確認し、110番等へ通報・連絡をお願いします。

(令和7年4月版)